

論説

ソーシャル・インパクト・ボンドの成立過程と 日本における再犯防止への適用に関する考察

—英国行政改革と刑事政策の民営化を踏まえて—

細野 ゆり¹

はじめに

- 1 英国法務省における SIB 成立過程
- 2 米国における再犯防止分野への SIB 適用
- 3 日本における再犯防止への SIB 適用可能性
- 4 考察

はじめに

ソーシャル・インパクト・ボンド (Social Impact Bond: SIB) とは、高い再犯率等の社会課題を解決するために、行政機関と契約を交わした民間団体が実施するサービスに対して、行政が成果 (アウトカム) ² に応じた支払いをする投資スキームの一形態である。第 1 号案件は、2010 年に英国法務省が発表した同省管轄ピーターバラ刑務所にて男性の短期拘禁刑受刑者向けへの社会復帰支援プログラムとしてはじまった。SIB のスキームを活用した再犯防止の取り組みは 2013 年に米国ニューヨーク市に、次いで 2014 年にはマサチューセッツ州へと波及していった。

本稿においては、英国における SIB 成立過程と実施について政治的背景を

踏まえて俯瞰するとともに、米国での再犯防止分野における実施を概観する。さらに、日本での再犯防止における SIB 導入可能性について英国と日本との社会内処遇システムの違いを踏まえて検討し、日本への政策波及の困難について指摘する。

1 英国法務省における SIB 成立過程

(1) 英国政府における民営化への流れ

図表 1 は、NPM 改革以降の英国首相とその政策ヴィジョンの変遷を示している。

図表 1 英国首相と政策ヴィジョン

代	首相	政党	政策ヴィジョン
71	マーガレット・サッチャー (1979-1990)	保守党	小さな政府
72	ジョン・メイヤー (1990-1997)	保守党	
73	トニー・ブレア (1997-2007)	労働党	第三の道
74	ゴードン・ブラウン (2007-2010)	労働党	
75	デーヴィッド・キャメロン (2010-)	保守党・ 自由民主党連立	大きな社会

出所：筆者作成。

1970 年代の英国保守党サッチャー政権は、「小さな政府」を政策アジェンダとして、ニュー・パブリック・マネージメント (New Public Management: NPM) の手法を本格的に導入した行政改革を推進した³。NPM とは、公共

サービス分野に民間事業者の参入を認め、プロバイダーの多元化と競争をつうじてサービスの質の改善とコストの削減を図る手法である。その後、政権交代した労働党トニー・ブレア首相は、伝統的な「大きな政府」による英国福祉国家とも市場重視の新自由主義に根差した「小さな政府」とも異なる「第三の道」路線を推し進め、「完全雇用」を目標に「社会的包摂 (social inclusion)」を推進した。

2010 年保守党党首デーヴィッド・キャメロンは、自由民主党との連立政権にて首相に就任すると、保守党の政策ヴィジョンであった「大きな社会」を新政権の目標へと引継いだ。「大きな社会」の実現という理念は、地方政府に権限を委譲し、政府のみでは解決困難な社会課題を解決し、より公正な社会を実現することを目指している。具体的な施策として、1) コミュニティの権限強化、2) コミュニティにおける市民活動の促進、3) 中央から地方への権限移譲、4) チャリティ・社会的企業等への支援、5) 政府データの提示が挙げられる⁴。

サッチャー政権は、刑事司法改革を実施し、伝統的な刑務所当局・刑務官の権限縮減や保護観察の業務効率化、再犯防止に対する成果主義の導入を図り、PFI (Private Finance Initiative) ⁵を用いた刑務所の民間への業務委託をはじめた。サッチャー首相 (当時) はまた、税を主財源とする医療制度である国民医療サービス (National Health Service: NHS) について、市場型の競争メカニズムを利用した効率化を推進した。しかしながら、価格競争のみに焦点が当てられ医療の質は低下した。また、鉄道・バスを含む公共サービスの民営化を推進し、富裕層優遇政策として失業者の増大や貧困層の拡大につながった。

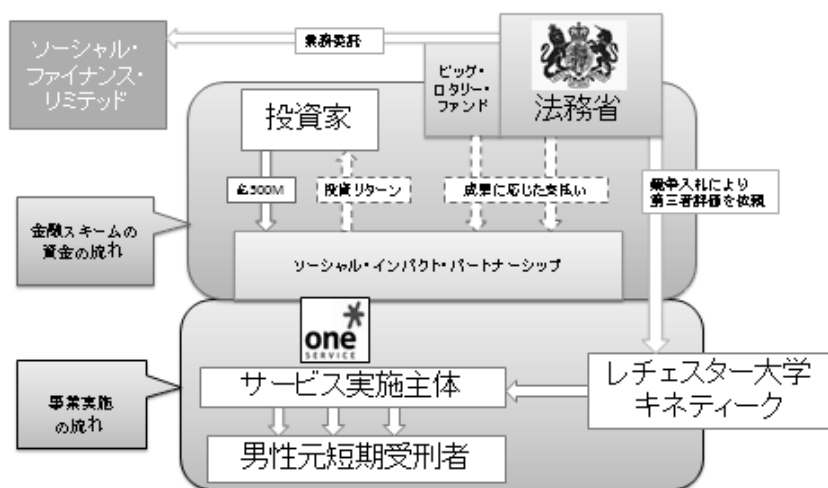
一方、キャメロン首相は、地方自治体に権限を委譲し、本来公共が担うべきソーシャル・サービスを NPO 等の多様な組織に委ねることとした。キャメロン政権における大きな社会の実現は、公共性の高いサービスの民営化を促進するもので、小さな政府を踏襲していると言える。

(2) 英国ピーターバラ刑務所での SIB 実施

図表 2 は、英国法務省管轄ピーターバラ刑務所における SIB の仕組みを示

したものである。英国に拠点を持つ金融系中間支援組織『ソーシャル・ファイナンス・リミテッド (Social Finance Limited: SF)』は、法務省に対し、それまで行政による支援のなかった短期受刑者の社会復帰支援について SIB のスキームを用いて再犯率の引き下げを図ることを提案した⁶。法務省は、SF に SIB 運営の業務委託をし、国民の休眠預金の資金を一部投入した宝くじ基金 (ビッグ・ロタリー・ファンド) と共に初期コストに係る資金提供をした。SF は、ソーシャル・インパクト・パートナーシップという事業目的会社を設立し、事業運営費として合計 500 万ポンドを拠出した投資家との契約を交わした。さらに、SF は、社会復帰支援プログラムを提供する「ワン・サービス」と呼ばれる組織を立ち上げ、これまで個々に出所者の支援を提供していた NPO 等の組織をワン・ストップ・サービスで提供できる仕組みを整えた。また、受刑者とその家族への釈放前後の支援、ニーズに応じたメンタルヘルス治療を実施し、出所後の再犯防止に取り組んだ⁷。

図表 2 英国法務省管轄ピーターバラ刑務所における SIB の仕組み



出所: Disley, Emma and Jennifer Rubin 2014. を基に筆者作成⁸。

再犯率の引下げ計測方法は次の通りである。ターゲット層 1,000 人規模の男性短期受刑者を 2 年間追跡し、6 年間で 3 期分のコホートを作成した。コントロール層として、本支援を受けない類似の受刑者を英国警察システム (The Police National Computer) により抽出し、ターゲット層における各コホートの再犯率がコントロール層よりも 10 ポイント以上下回ることを目標値に定めた。成果指標は、3 期分コホートの平均再犯率と比較対象の再犯率の差によって計測することとした。その差が 7.5 ポイント未満であれば投資家の支払いはなく、7.5 ポイントの場合には投資家に元本相当額を 2016 年に支払うというものである。また、差が、7.5 ポイントを超える場合には支払額を積増する。さらに、各期のコホートの再犯率と比較対象の再犯率の差が 10 ポイント以上の場合には早期に支払いをすることとした⁹。2014 年 8 月時点の中間報告によれば、第一コホートの実績は 8.4 ポイント下回った¹⁰。

(3) SIB スキーム成立の要件

SIB スキーム成立の要件を整理すると図表 3 に示されているように、大きく次の 4 点が挙げられる。第一には、社会課題解決に向けた行政のコミットメントがあり、介入により社会的便益が得られるという社会的合意が可能な社会的課題が明確であることである。ピーターバラについては、短期刑刑務所出所者の再犯率低下という明確な行政目標を有していた。第二に、税の投入が困難な、予防的介入活動を持続的・継続的に実施しうる事業実施主体の存在である。ピーターバラにおいては、受刑者とその家族への支援を実施する既存団体の存在が SIB スキーム組成を容易にすすめた。第三に、成果の計測可能性が明確であることである。本件は、警察データベースを利用した介入成果についてターゲット層と未実施のコントロール層との比較をし、サービス実施によるコスト削減が計測しうることから実施に至った。第四として、政府予算・寄付・基金等から SIB 組成初期コストを確保することができ、測定可能なアウトカムに対して金銭的リターンを求め、成果が達成できない際のリスクを引き受ける投資家の存在が必要となる。法務省及びビッグ・ロタリー・ファンズの資金提供と、投資家からの 500 万ポンドのプログラム運営費によってこのスキームは実施可能となった。

図表3 SIB導入の際に必要なとなる4要素

	要 素	概 要
1	社会課題解決に向けた 行政のコミットメント	社会課題が明確で、その解決に向けた行政の強い コミットメントがあること
2	サービス実施主体の存在	支援プログラム等を継続的に実施できるサービ ス実施主体が存在すること
3	成果の計測可能性	サービス実施による成果が計測可能なものであ ること
4	資金提供者の確保	成果指標を達成しない場合の投資リスク等を引 き受ける投資家がいること

出所： 細野・高畑 2015¹¹

(4) 英国ピーターバラ SIB の中止

2010年8月にSIBを組成した後、行政のコミットメントが揺らいだことから、SIBはリスクの高い投資という印象が強まった。2014年に法務省は、刑務所出所者の社会復帰プログラムを全国展開する施策（Transforming Rehabilitation）を発表した。これによりSIBスキームは中断に追い込まれたからである。政府の政策転換により全国規模で実施される短期受刑者の出所後の支援は、支援を実施しないコントロール層との比較という指標に基づいて、成果を計測することが不可能となった。その後、政府は、成果計測方法を見直し、3期ではなく2期コホートの平均により成果を計測することとして投資家と折り合いをつけた¹²。法務省は、SIBは、予防的プログラムの成果を実証し、全国展開に向けた社会実験となったと主張する。一方、投資家の間でSIBは、政策転換の影響を受ける「リスクの高い投資」という印象が強まった。また、サービス実施主体にとってSIBの中断は、事業の持続可能性を揺るがすものであった。全国展開の新施策により改めて一般競争入札への参加が求められる事業者もあった。

2 米国における再犯防止分野へのSIB適用

(1) ニューヨーク市における若者再犯防止プロジェクト

米国での SIB スキームは、未成年受刑者に対して、認知行動療法を利用した更生プログラム「若者行動学習体験 (The Adolescent Behavioral Learning Experience: ABLE)」¹³を提供し、再犯防止を図るものであった。ニューヨーク市内では、白人・アジア人に比べてアフロ・アメリカおよびラテン・アメリカ系の若者たちの貧困や失業の割合そして殺人を含む犯罪発生率が高いという社会課題を抱えていた。市の担当者は、英国ピーターバラ刑務所に視察に訪れ、当時のニューヨーク市長は、自らの私的財団からの助成金を提供するなど、政治的コミットメントの強い案件であった¹⁴。更生プログラムの管理は、貧困者向けの教育や社会政策の研究を手掛ける独立系非営利調査団体の MDRC であった。プログラムの実施主体は、市内で受刑者の更生を既に行っている NPO 法人オズボーン・アソシエーション (OA) と、出所した未成年の更生を専門とした NPO 法人フレンズ・オブ・アイランド・アカデミー (FIA) である。成果の計測方法は、疑似実験手法 (quasi-experimental design) を用い、ABLE を 1 年間実施した以前と以後とを比較した。最初に釈放されてから 12 箇月間及び 24 箇月間に再収容された日数により計測することとした。4 年間のプログラム提供後に、出所した未成年受刑者の再犯率を計測し、再犯率の引下げ度合によって資金提供者へ融資額に成功報酬を加算して返済する契約であった。成果の計測者は、第三者評価機関であるヴェラ司法研究所 (The Vera Institute of Justice)¹⁵である。ゴールドマン・サックスは、更生プログラムを 4 年間実施するための資金 960 万ドルをプロジェクト管理者 (MDRC) に融資した。また、NY 市長の私的財団であるブルームバーグ・フィランソロピーは MDRC に 720 万ドル助成した¹⁶¹⁷。

(2) ニューヨーク州の再犯防止プログラム

2013 年 12 月には、ニューヨーク州において、刑務所出所者の再犯防止プログラムへ SIB が適用された。これは、州刑務所収容者約 2,000 名に対して、成果に基づいた (evidence-based) 訓練と雇用プログラムを実施するものである。州内の刑務所出所者の約 41% は 3 年以内に再犯に至り、刑務所収容に

は一人につき平均6万ドルを要し、州の受刑者コスト（3.6億ドル／年）は大きな財政負担となっていた。こうしたことから、州全域の再犯率の低下と出所者の雇用機会の拡大を決意した。サービス実施主体は、非営利団体雇用機会センター（The Center for Employment Opportunities: CEO）が担った。成果指標として再犯時の刑務所収容日数の減少及び就職者の増加を定めた。資金提供は、メリルリンチの顧客投資家ロックフェラー財団による。財団の拠出分は、プロジェクトの失敗の際には、投資家への返金の原資に充当されることとなっていた。州政府は、プロジェクトの成功により7.8百万ドルのコスト削減を見込んでいた¹⁸。

(3) マサチューセッツ州再犯リスクのある若年者の雇用増進

本プロジェクトは、常習的な犯行の減少と、再犯のリスクのある若年層の雇用増進を目的として、保護観察期間にある17歳から23歳の若者に奉仕活動・教育・雇用プログラムを提供するものである。常習的な犯行を減少させ、再犯リスクのある若者層の雇用を促進し、州政府はSIBを通じて出所後の暴力や貧困等の社会環境的要因による再犯の悪循環を断ち切ることを意図している。認知行動療法を通じた行動変容プログラムを実施し、若年層の再犯防止の実績を有する非営利団体（Roca）が実施を担った。プログラム実施後2から7年間の刑務所収容期間の減少率により成果を計測することとした。融資はゴールドマン・サックス（9百万ドル）及びクレスゲ財団による他、ローラ・アンド・ジョン・アーノルド財団等の保証もある¹⁹。

(4) 米国における再犯防止SIBの成果

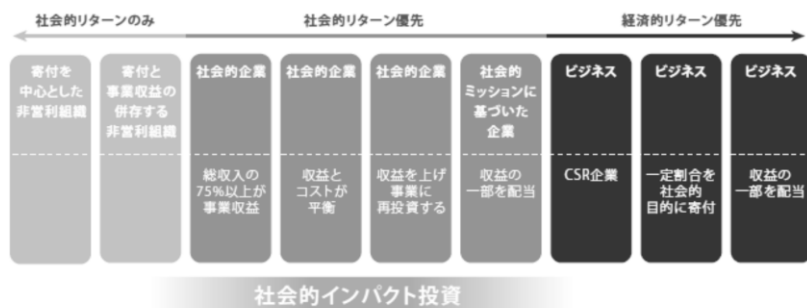
米国において再犯防止分野のSIBが急速に広まったのは、再犯防止のアウトカム分野が投資家に選択されやすかったという理由がある。再犯防止は、コストを削減できる機会が大きく、幼児教育等プログラムの効果を長期的にしか示せない分野とは異なり、アウトカムは見えやすい分野である²⁰。しかしながら、アウトカムが可視化しやすい反面その結果が顕著に表れた。ニューヨーク市におけるSIBのプロジェクトは、成果不達にて2015年8月31日にて打ち切りとなった。前述の第三者評価機関ヴェラ司法研究所によると、

ベンチマーク基準である 2013 年にライカーズ島拘置所に入所した 16 歳から 18 歳の若者の再犯率 10 ポイント以上の引下げは達成できなかったという²¹。具体的には、他の矯正施設では有効であったソーシャル・スキル・トレーニングや、自己責任と意思決定力向上への介入等のエビデンスに基づいた認知行動療法は、入所者の半分は一年以内に再入所するライカーズ島拘置所の若者には成果はでなかったという²²。

3 日本における再犯防止への SIB 適用可能性

平成 25 年 6 月の G8 サミットにおいて、キャメロン首相の呼びかけによって G8 諸国の政府・金融・ビジネス及び慈善事業等の各業界からのリーダーが集まり、社会的投資市場の発展を促進する施策を議論する目的で「G8 社会的インパクト投資タスクフォース」がはじまった²³。そのサブ組織として日本国内でも G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会が設立され、2015 年に「G8 社会的インパクト投資シンポジウム」が開催され、「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言」が示された。同提言は、①休眠預金の活用、②SIB・ディベロップメント・インパクト・ボンド（Development Impact Bond: DIB）の導入、③社会的事業の実施を容易にする法人制度や認証制度の立ち上げ、④社会的投資減税制度の立ち上げ、⑤社会的インパクト評価の浸透、⑥受益者責任の明確化、そして⑦個人投資家層の充実、を掲げている。同委員会によれば、社会的インパクト投資とは、「社会課題を解決しながら経済的な利益も同時に生み出す投資行動」と定義づけられる。ソーシャルセクターには、チャリティと呼ばれる伝統的な慈善組織や、社会課題解決を事業の中心に据えた社会的企業、事業活動の一部を社会性ある事業へと転換させつつある民間企業等様々な主体が存在している。図表 4 に示されているように、社会的インパクト投資は、こうした「社会的企業のスペクトラム」の中でその両者を達成しようとする社会的企業に対し選択的に投じられる資金であるという²⁴。

図表 4 社会的企業のスペクトラムにおける社会的投資の対象領域



出所：G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会(2015)。

また、日本政府の政策アジェンダへも SIB 導入を推進する文言が追加されるようになってきた。平成 27 年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと地方創生基本方針 2015」において、SIB の可能性について次のように示唆している。「民間資金や知見を活用する手法の一つとして、社会的インパクト投資が英国で始まり世界に広がりつつある。我が国においても、パイロット事業を検証しながら、こうしたものを含めた社会的課題の解決手法の活用に向けて、課題の整理等の検討を進めていくことが考えられる²⁵⁾。」さらに、『日本再興戦略改訂 2015』においては、「民間の資金やサービスを活用して、効果的・効率的に健康予防事業を行う自治体等の保険者へのインセンティブとして、ヘルスケアにおける SIB の導入を検討」との記述がある²⁶⁾。

では、英国ではじまり、米国へと波及した SIB は、日本の再犯防止に適用しうるのであるか。これについては、2014 年 5 月 21 日（水）第 186 回国会法務委員会にて SIB 導入に係る質問が谷垣禎一法務大臣（当時）へと向けられた。谷垣大臣（当時）の答弁は、SIB 導入について慎重な姿勢を伺わせるものであり、「我々の業務は収益等の見込めるものでない。」「SIB のスキームはぴたっといくのかどうか情報を集めて勉強をしたい。」と、回答している。その言葉通り、谷垣大臣（当時）は 2014 年 7 月の英国出張ではピータ

ーバラ刑務所を訪問し、罪を犯した人の社会復帰に向けた取組の実情等を視察し、SIBの説明を受けている。また、帰国後の8月15日（金）の記者会見では、「再犯防止を民間投資の対象とすることで、必ずしもうまくいくというものではない。それぞれの国のうまくいっている面やそうでない面などいろいろな問題があると思うが、そういう取組を十分参考にして視野を広げ、緊密な情報交換を行っていく必要がある。」と報告している²⁷。

(1) 日本政府の掲げる再犯防止数値目標

平成24年7月犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」が決定され、政府の再犯防止施策として日本で初めて数値目標を設定した。具体的には、「出所等年を含む2年間に於いて刑務所等に再入所等する者の割合（2年以内再入率）を数値目標における指標」とし、過去5年における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20ポイント以上減少させる」というものである²⁸。また、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、平成25年12月に「世界一安全な日本」創造戦略が閣議決定され、治安に関する7つの重点課題のひとつとして刑務所出所者等の再犯防止対策が取り上げられている²⁹。

(2) 日本でのSIB成立の可能性

前述のSIBスキーム成立の4要件に基づいて日本での成立可能性を探ってみることとする。英国で解決すべき社会的課題として掲げられた満期釈放者の社会復帰については、日本においても、「世界一安全な日本」創造戦略において、刑事施設における満期釈放者に対する指導及び支援の充実・強化を図ることとしており、課題解決に向けたコミットメントが既に表明されている。サービス実施主体としては、住居の提供や就労支援を通して既に様々な民間事業者による更生保護活動が実施されてきている³⁰。次に成果の計測可能性については、特定の刑務所出所者に係る再犯の有無についてフォローアップするシステムは現状では確立されていない。そして再犯防止施策の財源は基本国費から支出されており、民間事業者の運営については一部寄附金

等で賄われている部分はあるものの投資の対象とはなっていない。

(3) 公衆参加による日本の更生保護制度

前述の英国ピーターバラ刑務所にて再犯防止に係る社会実験を経て全国展開されることとなった受刑者の社会復帰プログラムは、保護観察の民営化の過程であったといえよう。一般競争入札で選ばれた事業は、就労支援やソーシャル・スキル・トレーニング等のプログラムを提供し、再犯防止の成果により成功報酬を得るというものである。この仕組みは、長い歴史を持つ日本の更生保護制度には馴染まない³¹。第二次大戦後に法整備された日本の更生保護法は、保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法の定めるところに従い、保護観察所の所掌事務に従事するもの、と定めている。これは、民間ボランティアを公的制度として罪を犯した人の社会復帰の担い手と位置付けている³²。保護司は、その活動に対して実費弁済として国費から支給される部分はあるものの、報酬を受け取ることはない。このようにボランティアを基盤として制度化している更生保護事業について、成功報酬型の「成果に基づいた支払い」の仕組みを導入することは制度の根幹を揺るがしかねないのである。

一方、刑の一部執行猶予制度の実施により民間治療機関による薬物事犯者の専門的治療の必要性は高まっている。また、性犯罪者・アルコールに係る問題を抱えた者への専門的処遇、高齢者・障がい者への地域生活定着支援センターを通じた福祉専門職による福祉サービスのコーディネート等、地域の名望家による無償ボランティアや行政職の保護観察官とも異なる専門的技術と経験を要する人材ニーズも高まっている。また、これらについては、法務省・厚生労働省による予算確保も課題となっている。こうした新たな専門的処遇ニーズについて民間資金を投入した事業実施の社会実験を行う基盤はいまだ確立されていない。現在再犯防止以外の分野においても日本におけるSIBの実証実験ははじまっているとの報告はある³³。しかしながら、いずれも中間支援組織による委託事業や成果の計測可能性についての実証実験にとどまっており、行政が投資家と契約を結んだ事例はない。

4 考察

英国の 1980 年代から 1990 年代の行政改革について、英国の行政学者 R.A.W. Rhodes は、以下の 4 点を指摘しつつ、行き過ぎた行政改革により行政は空洞化しつつあるとの警告を発している³⁴。

- (1) 民営化に伴う公的介入の余地の限界
- (2) エージェンシー化等の代替的サービス・デリバリー・システムによる中央・地方政府機関機能の衰退
- (3) 英国政府の EU への機能喪失
- (4) 運営のアカウンタビリティ、行政二分論的政治的支配の強調による NPM 改革のもとでの公務員の裁量性の限界

公共セクターの最も重要な使命のひとつとして、社会で最も脆弱な立場におかれた人々へのサービスを担う役割が挙げられる。貧困・失業、高齢や障害、機能不全家族での生い立ち等、社会的孤立から罪を犯すに至ってしまった人々について、二度と再び罪を犯させないためには、国家レベルの司法・矯正・保護という法務省による取組のみでは十分とはいえない。民間の参入促進のまえにこれらの人々の自立と再犯防止に向けて行政は何をすべきかを国・地方を問わず改めて問い直すことが肝要であろう。

謝 辞

本論文は、平成 27 年 4 月に神奈川県政策研究・大学連携センターより発行された『平成 26 年度調査報告書 ソーシャル・インパクト・ボンドの導入可能性と課題』を基に、再犯防止分野に焦点をあてて書き改めたものである。平成 27 年 7 月 25 日（土）に開催された早稲田大学社会安全政策研究所第 47 回定例研究会においては、所長早稲田大学石川正興教授をはじめ、警察・法務省実務家・OBの方々より、刑事政策を軸に SIB 導入の課題について多々ご教示頂いた。また、日本司法福祉学会第 16 回全国大会自由研究報告（平成 27 年 8 月 9 日（日）開催）においては、更生保護実務家・有識者との活発な質疑応答により貴重な示唆を賜った。ここに記して、深く感謝申

し上げる。

¹ 早稲田大学社会安全政策研究所招聘研究員，横浜国立大学成長戦略研究センター リサーチャー，
 学術博士。

² 行政評価における行政活動の流れは，①インプット(投入)，②アウトプット(活動結果)，③アウトカム
 (成果)，そして④インパクト(社会的影響)の順序を辿る(山谷清志 2012.『政策評価』BASIC 公共政
 策学9 ミネルヴァ書房.)。インプットとは，サービス実施主体による家族支援や釈放後の就労支援の実
 施にあてた事業費である。アウトプットとは，実際にサービスを提供した対象者の人数・頻度・期間等で
 示される。また，出所後の再犯による有罪判決の減少は，アウトカムといえる。インパクトは，アウトカムを
 超えた安全・安心な社会の実現といった社会的影響である。

³ 行政に市場原理を適用する改革手法を「ニュー・パブリック・マネージメント(New Public
 Management: NPM)」と呼び表したのは，英国の行政学者クリストファー・フッドである(Hood,
 Christopher. 1991. “A Public Management for All Seasons?” *Public Administration* 1(69):
 3-19.)。ただし，21 世紀に入ると先進国では NPM の負の側面が強調されるようになり，政府による総
 合行政(a whole of government)や政府機関の連携(joined-up government)が重視されるようになった(小池 治 2005.「政府の近代化と省庁連携—英国・カナダ・日本の比較分析」『会計検査研究』第
 31 号: 27-40; Christensen, Tom and Per Lægreid 2007. “The Whole-of-Government Approach
 to Public Sector Reform.” *Public Administration Review*. 67(6): 1059-1066.)。また，より端的に
 NPM の「死」を宣告する研究も現れている(Dunleavy, Patrick, Helen Margetts, Simon
 Bastow, and Jame Tinkler 2006. “New Public Management is Dead: Long Live Digital Era
 Governance.” *Journal of Public Administration Research and Theory* 16(2): 467-494.)。

⁴ Cabinet Office 2010. Government of UK ‘Building a Big Society’
 <<https://www.gov.uk/government/publications/building-the-big-society>>

⁵ PFI(Private Finance Initiative)は，民間の資金や技術・経営手法を積極的に活用して公共施設
 の整備，公共サービスの実施を行う手法である。効率的で質の高いサービスを達成することを目的とし
 ている。日本においては，平成 11 年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関
 する法令」(PFI 法)が制定されている。

⁶ Toby Eccles 2013. “The future of Social Impact Bonds.” Technology Entertainment Design
 (TED). <https://www.ted.com/speakers/toby_eccles>

⁷ Cabinet Office 2013. “Ministry of Justice: Offenders released from Peterborough Prison.”
 Centre for Social Impact Bonds.
 <[http://data.gov.](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/ministry-justice-offenders-released-peterborough-prison)
[uk/sib_knowledge_box/ministry-justice-offenders-released-peterborough-prison](http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/ministry-justice-offenders-released-peterborough-prison)>

⁸ Disley, Emma and Jennifer Rubin 2014. “Phase 2 report from the payment by results
 Social Impact Bond pilot at HMP Peterborough.” Ministry of Justice Analytical Series.
 <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/325738/peter](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/325738/peterborough-phase-2-pilot-report.pdf)
[borough-phase-2-pilot-report.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/325738/peterborough-phase-2-pilot-report.pdf)>

⁹ Nicholls, Alex and Emma Tomkinson 2013. “The Peterborough Pilot Social Impact
 Bond.” Saïd Business School, University of Oxford.
 <[https://emmatomkinson.files.wordpress.com/2013/06/case-study-the-peterborough-pilot](https://emmatomkinson.files.wordpress.com/2013/06/case-study-the-peterborough-pilot-social-impact-bond-oct-2013.pdf)
[social-impact-bond-oct-2013.pdf](https://emmatomkinson.files.wordpress.com/2013/06/case-study-the-peterborough-pilot-social-impact-bond-oct-2013.pdf)>

- 10 Jolliffe, Darrick and Carol Hedderman 2014. “Peterborough Social Impact Bond: Final Report on Cohort 1 Analysis.” QinetiQ.
<https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/341684/peterborough-social-impact-bond-report.pdf>
- 11 Conservatives 2010. “Building a Big Society.”
<<https://www.conservatives.com/~media/files/downloadable%20files/building-a-big-society.ashx>>
- 12 Social Finance Limited 2014. “Peterborough Social Impact Bond Reduces Reoffending by 8.4%; Investors on Course for Payment in 2016.”
<<http://www.socialfinance.org.uk/wp-content/uploads/2014/08/Peterborough-First-Cohort-Results.pdf>>
- 13 「若者行動学習体験」プログラムは、認知行動療法的一种である「道徳再活性セラピー (Moral Reconation Therapy: MRT)」の手法を用いている。
- 14 Michael R. Bloomberg 2012. “Bringing Social Impact Bonds to New York City.” The City of New York <http://www.nyc.gov/html/om/pdf/2012/sib_media_presentation_080212.pdf>
- 15 Parsons, Jim 2013. “Impact Evaluation of the Adolescent Behavioral Learning Experience Program at Rikers Island.” The Vera Institute of Justice.
<<http://www.vera.org/project/impact-evaluation-adolescent-behavioral-learning-experience-program-rikers-island>>
- 16 City of New York 2012. “Mayor Bloomberg, Deputy Mayor Gibbs and Corrections Commissioner Schir Announce Nation’s First Social Impact Bond Program.” The Official Website of the City of New York.
<<http://www.nyc.gov/cgibin/misc/pfprinter.cgi?action=print&sitename=OM&p=1424058068000>>
- 17 Olson, John and Andrea Phillips 2013. “Rikers Island: The First Social Impact Bond in the United States.” *Community Development Investment Review*. Federal Reserve Bank of San Francisco.
<<http://www.frbsf.org/community-development/files/rikers-island-first-social-impact-bond-united-states.pdf>>
- 18 Cabinet Office 2014a. “New York State: Reducing Reoffending.” Centre for Social Impact Bonds. http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/new-york-state-reducing-reoffending
- 19 Cabinet Office 2014b. “Massachusetts: Reducing Juvenile Reoffending.” Centre for Social Impact Bonds.
<http://data.gov.uk/sib_knowledge_box/massachusetts-reducing-juvenile-reoffending>
- 20 塚本一郎・吉岡貴之 2015. 「米国ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)」現地調査レポート 2015年3月18日(水) 開催 2014年度第3回公社研交流サロンプレゼンテーション資料.
- 21 Burton, Paul 2015. “No Success Like Failure: N. Y. Sees Social Impact Bond Pluses.” The Bond Buyer.
<<http://www.bondbuyer.com/news/regionalnews/ny-city-officials-social-impact-bond-big-plus-1077971-1.html>>
- 22 Anderson, James and Andrea Phillips 2015. “What We Learned from the Nation’s First Social Impact Bond.” The Huffington Post.

<http://www.huffingtonpost.com/james-anderson/what-we-learned-from-the-_1_b_7710272.html>

²³ G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会 2015.『社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書』2015年5月29日.

²⁴ G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会 2015.『社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書』2015年5月29日.

<<http://impactinvestment.jp/doc/socialinvestmentproposal150529.pdf>>

²⁵ 内閣府 2014.『地球の未来ワーキング・グループ報告書～個性を活かした地域戦略と地域再生のための集約・活性化～』

<<http://www5.cao.go.jp/keizaishimon/kaigi/special/future/wg3/houkoku/main.pdf>>

²⁶ 首相官邸 2015.『「日本再興戦略」改訂 2015』:150

<<http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2015/20150630hontai.pdf>>

²⁷ 法務省 2014.『法務大臣閣議後記者会見の概要』2014年8月15日(金)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00557.html>

²⁸ 犯罪対策閣僚会議 2012.『再犯防止に向けた総合対策』:16.

<<http://www.moj.go.jp/content/000100471.pdf>>

²⁹ 犯罪対策閣僚会議 2013.『「世界一安全な日本」創造戦略』:20.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/131210/honbun.pdf>>

³⁰ 犯罪対策閣僚会議 2013.『「世界一安全な日本」創造戦略』:28.

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/131210/honbun.pdf>>

³¹ 細野ゆり 2015.「戦後日本における保護司制度の確立過程:司法保護から受け継がれた慈善・救済の理念」『犯罪と非行』180: 153-169.

³² 更生保護法第32条は、「保護司は、保護観察官で十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法の定めるところに従い、それぞれ地方委員又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。」と、規定している。

³³ 長峰純一 2015.「ソーシャル・インパクトの評価可能性とガバナンス—SIB への期待と懸念も含めて」『公共政策研究』15:51-63.

³⁴ Rhodes, R. A. W. 1994. “The Hollowing out of the State: the Changing Nature of the Public Service in Britain.” *The Policy Quarterly* 65(2):138-151.